

第26節 廃棄物の処理計画

災害時における被災地域のごみ処理，し尿処理等清掃活動の実施は，本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

被災地域におけるごみ処理，し尿処理等清掃は，市町村が実施する。

ただし，災害の規模が大きいため，当該市町村において処理できないときは，隣接市町村及び県の応援を求めて実施する。

〔 主な実施機関
市町村，県（廃棄物対策課） 〕

2 ごみ処理

(1) 市町村は，ごみ処理施設の被害状況を把握し，応急復旧に努めるとともに，被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため，処理計画を速やかに策定する。また，住民に対しその内容を周知し，収集，処理及び処分を実施する。

(2) 市町村は，災害廃棄物を適正に処理するため，処理計画を速やかに策定するとともに，それらが大量に発生した場合における仮置場の設置等についてあらかじめ検討する。

なお，計画策定に当たっては適正処分を確保するため，極力分別・再利用を図り，最終処分量の削減に努める。

また，アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努めるものとする。

(3) 県は，市町村等の要請に基づき，市町村の実施するごみ処理及び災害廃棄物処理について，必要な指導，情報提供及び市町村間の調整を行う。

3 し尿処理

(1) 市町村は，下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して，その応急復旧に努めるとともに，水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。

(2) 市町村は，下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し，し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間，住民に対し仮設トイレの提供等必要な処置を講ずる。

(3) 県は市町村等の要請に基づき，市町村の実施するし尿処理について，必要な指導，情報提供及び市町村間の調整を行う。